

三原市地域包括ケアシステム「TRITRUS」新規部屋の開設について【Q&A】

●TRITRUSの利用を始めるまえに！

Q: TRITRUSを利用するために準備することがありますか？

A: TRITRUSのID取得が必要です。

Q: TRITRUSのIDを取得する方法は？

A: 協議会ホームページ(<http://zai-takko.net/>)へアクセスして、【ICTネットワーク登録書類】より情報共有システム利用登録依頼書(様式 1-2 もしくは様式 2-2)に必要事項を記入の上、事務局(三原赤十字病院 地域医療連携課)へ提出してください。約 2 週間程度で、IDが新規に発行されます。

Q: IDが届いたら何かすることがありますか？

A: IDが届いたら、ログインしていただき、プロフィールの設定を行ってください。

プロフィールの設定で、メールアドレスを登録していただくことで、投稿があった場合にメール通知が可能となり、よりタイムリーに連携を図ることができます。

Q: ID登録申請をしたいのですが、どの様式を用いたらよいかわかりません。

A: 病院や診療所、調剤薬局に勤務されている方は、様式 1-2 を、それ以外にお勤めの方は、様式 2-2 に必要事項を記入の上ご提出ください。

Q: ID について再発行してもらうことができますか？

A: 事務局へご連絡ください。

Q: 部屋の管理者とは？

A: 患者(利用者)ごとに TRITRUS へ部屋の開設・閉鎖や参加者の招待等を行う役割の者です。

●TRITRUSに参加するためには！ ※すでに患者(利用者)さんのお部屋がある場合

Q: TRITRUSの患者(利用者)さんの部屋に参加するためにはどうしたらよいですか？

A: 部屋の管理者に招待していただかないと、投稿などができません。様式 5 に必要事項を記入して部屋の管理者へ直接若しくは、ケアマネジャーなどを通じて提出してください。

●部屋を開設したいとき

Q: 新たに部屋を開設したいときはどうしたらよいですか？

A: 手順は以下の通りです。

- 1) 患者(利用者)に、TRITRUSの利用についての承諾を得てください。
- 2) 「連携システム利用承諾書」(様式 4)を患者(利用者)又は代理者により記入していただいでください。
- 3) 部屋の開設者となる管理者へ以下の 3 点を提出してください。
①様式 4、②様式 5、③介護保険または医療保険の被保険者証の写し。

Q:患者(利用者)にTRITRUSについて説明はどのようにしたら良いですか？

A: 協議会ホームページよりリーフレット「インターネットを用いた医療・介護連携の活用にご協力ください」をダウンロードしていただき、ご活用ください。

Q:誰が患者(利用者)にTRITRUSの説明を行うのですか？

A: どなたでも結構です。入院中であれば、医療ソーシャルワーカー、在宅で生活をされている方であればケアマネジャーなど、相談支援を行っている方が適していると考えています。

Q:部屋を開設してもらう管理者は誰にお願いしたらよいのですか？

A: 平成 30 年 1 月よりこれまでの市内 11 病院(三原市医師会病院、三菱三原病院、三原城町病院、三原病院、松尾内科病院、興生総合病院、須波宗斉会病院、山田記念病院、三原赤十字病院、小泉病院、本郷中央病院)だけではなく、地域包括支援センター2カ所(三原市医師会、は一もに一)でも部屋の開設が可能となりました。現在入院中や退院したばかり、医療機関への入退院が多い方等は、上記病院の管理者に依頼をしてください。地域で生活されている方など新規に部屋の開設を予定される場合は、旧三原、本郷の方は医師会包括、北部地域の方は、は一もに一へ依頼されることをお勧めします。

Q:地域で生活されている方(在宅医療・在宅介護を受けている人)の部屋の開設は何か条件がありますか？

A: 地域で生活をされている方の場合は、まだ始まったばかりですので ①訪問診療や訪問看護などを利用されている方、②虐待等の社会的問題を抱えている方、③認知症や障害を有している方で多職種での支援を必要とされている方 を対象にしたいと考えています。

●部屋の運営中

Q:人事異動により担当が変わることとなりました。どのような手続きが必要ですか？

A: 部屋から退室する方は、様式 5 の「削除」の口にチェックを入れ必要事項を記入の上部屋の管理者へ提出してください。新たに参加される方は、「追加」の口にチェックを入れ必要事項を記入の上部屋の管理者へ提出してください。事業所変更などが行われる場合も同様に手続きを行ってください。

●退職したとき

Q:患者(利用者)の部屋に招待されていたのですが退職したときは何か手続きが必要ですか？

A: 個人情報保護の観点から、ID停止を行い部屋へのログイン資格を停止しなければなりません。お手数ですが、協議会ホームページより、様式3をダウンロードしていただき必要事項を記入の上、事務局までご提出ください。

また、お部屋からの退出処理を行うために、様式 5 の「削除」の口にチェックを入れ、必要事項を記入の上管理者へ提出してください。

Q:職員が退職したのですが手続きができていませんでした。どのような手続きが必要でしょうか？

A: 個人情報保護の観点から、ID停止を行い部屋へのログイン資格を停止しなければなりません。お手数ですが、協議会ホームページより、様式3をダウンロードしていただき必要事項を記入の上、事務局までご提出ください。

また、お部屋からの退出処理を行うために、様式 5 の「削除」の口にチェックを入れ、必要事項を記入の上管理者へ提出してください。